

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 家畜商法による講習会の実施
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
森林法第八十九条の規定による告示
土地改良区の役員就退任
土地改良区の定款の変更の認可
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
古物営業法による聴聞の実施
- ◇ 公 告 危険物取扱主任者試験の合格者
- ◇ 正 誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

告 示

鳥取県告示第四百十九号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の三第一項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催の日時及び場所

開催の日時	開催の場所
七月十二日 八時三十分から 十七時三十分まで	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場
七月十三日	"

講習の科目	講習の時間
家畜の取引に関する法令	四 時 間
家畜の品種及び特徴	四 時 間
家畜の悪へき、機能障害及び疾病	六 時 間

三 受講申込みの方法
別記様式による家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙をはりつけ、七月八日までに所轄地方農林振興局の長を経由して、知事に提出すること。

別記様式

家畜商講習会受講申込書

収入証紙
はりつけ欄

年 月 日

鳥取県知事 石破二郎殿

住所
氏名

家畜商法第3条第2項第1号の規定により、開催される家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

鳥取県告示第四百二十号

家畜伝染病の發生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に對して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
 - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 2 肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査及びだに駆除
 - 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 3 ひな白痢検査
 - 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査又は投薬の方法
 - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
- 5 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 6 だに駆除 BHC散布
- 7 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施の期日	実施区域	実施場所
七月七日	大栄町	別所、亀谷、岩坪検診場
七月十日	大栄町	大谷、妻波
七月十一日	東伯町	中津原、三本杉、別宮
七月十四日	大栄町	六尾、瀬戸
七月十七日	東伯町	宮場、上法万、法万
七月二十日	赤碕町	下光好、光好
七月十八日	東伯町	金尾、高岡
七月二十一日	赤碕町	公文、山田、福永
七月二十四日	赤碕町	出上、太一垣、中村、左崎
七月二十七日	赤碕町	光、尾張
七月二十九日	大栄町	東高尾、西高尾、下種
七月二十六日	倉吉市	新田
七月	北条町	下北条農協、米里

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
七月七日	大栄町	別所、亀谷、岩坪検診所
" 十一日	"	大谷、妻波 "
"	東伯町	中津原、三本杉 "
" 十四日	大栄町	六尾、瀬戸 "
"	東伯町	宮場、上法万、法万 "
" 十七日	"	下光好、光好 "
"	赤碕町	出上、太一垣、中村、左崎 "
" 二十四日	東伯町	三保、一屋、倉坂 "
"	赤碕町	光、尾張 "
" 二十六日	大栄町	東高尾、西高尾、下種 "
"	倉吉市	新田 "
"	北条町	下北条農協、米里 "

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十四日	鳥取市	矢燐放牧場
" 二十六日	岩美郡	唐川 "
" 二十七日	国府町	美敷 "
" 二十八日	船岡町	志保谷 "
" 二十九日	八東町	平木山 "
" 三十日	郡家町	"

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十九日	淀江町	各鶏舎
" 三十日	"	"

鳥取県告示第四百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第三十三条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を佐治村役場に揭示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の所在場所並びに分明である最後の当該森林所有者の住所及び氏名

郡	村	大字	字	地番	住	分明である最後の森林所有者
八頭	佐治	加瀬木	大畑	一一三	八頭郡用瀬町用瀬	塩谷 金徹
"	"	加茂神	殿	九六七		福島 繁
"	"	中尾	二二七九		姫路市竜野町一丁目三三	菅原 治郎
"	"	"	二二八〇		"	"
"	尾際	尾際谷平	次一〇六〇		八頭郡佐治村高山	中谷 均
"	津野	東大平	七〇一		大阪府豊中市富山町一丁目六一番地	青柳 寿久

鳥取県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二、朗

浜坂土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	山根 憲次郎	鳥取市浜坂
"	神崎 一郎	"
"	米原 寿男	"
"	森田 鶴男	"
"	米原 嘉博	"
"	中田 雅吉	"
"	米原 虎治	"
"	米原 秀藏	"
"	桶谷 一郎	"
"	林 勲	"
"	岩崎 熊雄	"
監事	上村 清志	"
"	若林 吉藏	"
"	山根 熊雄	"
"	伴 松太郎	"

任期満了に伴い退任
就任した役員の氏名及び住所

理事	山根 憲次郎	鳥取市浜坂五九六番地
"	森田 鶴男	" 四五二 "
"	岩崎 熊雄	" 八九八 "
"	神崎 一郎	" 一七八 "
"	中田 雅吉	" 四五〇 "
"	米原 秀藏	" 四〇四 "
"	米原 嘉博	" 四四一 "
"	林 勲	" 五九一 "
"	米原 寿男	" 四六八 "
"	桶谷 一郎	" 五八六 "
"	米原 虎治	" 四一六 "
監事	若林 吉藏	" 四三九 "
"	上村 清志	" 五九〇 "
"	山根 熊雄	" 四六二 "
"	伴 松太郎	" 五四八番地の一 "

昭和四十二年五月二十日通常総会において総選挙の結果当選し五月二十七日就任 任期二年。

鳥取県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、千代土地改良区の定款の変更を昭和四十二年六月十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年六月二十九日午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市吉方二九二の二

後 藤 実

2 鳥取市吉方二九一の二

飯 塚 英 子

鳥取県公安委員会告示第二十九号

古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年六月二十九日午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

倉吉市余戸谷町二九九の一 若 原 為 市

公 告

昭和42年6月6日行なつた危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和42年6月20日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲 種

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
2	後藤 明三郎	3	山本 二郎	4	田 井 肇
6	飯塚 野三子	13	山 泉 清		

乙 種 第 1 類

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	河本 雄之	2	本 月 甫	3	藤 武 三
2	本 川 敏之	5	山 植 勝	6	次 田 敬
7	水 川 三美	10	岡 美 隆	11	宅 田 輝
13	山 照 雄	14	長谷川 信夫	16	茂 之 夫

17	池谷	守理	18	前田	誠一	19	関山	常彦
20	中西		21	上利	弘	22	根光	男

乙種第2類

受験番号	氏名			
2	前田 誠二			

乙種第3類

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	前田 誠兼	2	上利 一弘	3	関 常彦

乙種第4類

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	岩田 江守	5	山本 秋俊	6	石谷 純規
7	岩谷 重子	9	山小 慎介	10	田中 敏文
12	谷口 和重	13	山本 柴中	17	田崎 嘉敏
18	橋本 重徳	19	中田 輝昌	24	河根 鳥山
25	橋本 豊徳	30	山前 山	31	沢田 川入
33	沢本 明利	35	山根 田	37	山崎 隆雄
38	近藤 悦彦	39	木川 幸	42	尾田 弘美
43	藤田 忠和	44	立 幸	48	美博
50		53	方 美雄	55	忠美
56		58		59	子代

60	波高	敏	64	多本	敏	68	原田	吉牧	63	福中	隆正
67	田口	英正	67	田口	德	74	坂本	幸男	66	新井	寿真
70	冲山	德	70	田口	明一	79	谷山	和樹	76	橋本	賢久
78	山溝	美	82	方川	明	83	本城	且近	80	荒尾	正秀
86	谷山	美	86	方川	明一	89	木田	弘近	85	松尾	是和
94	山細	德	94	方川	明一	97	浦山	守裕	93	西尾	是和
102	栗川	郎	102	方川	明一	103	横山	雄守	100	関竹	夫三
107	長谷	司	107	方川	清信	108	池藤	弘雄	104	竹門	秀茂
110	里岡	夫	110	方川	信行	111	藤山	守裕	109	原田	茂一
113	里岡	通	113	方川	信行	114	藤山	弘雄	112	原田	一
117	山尾	久	117	方川	信行	118	藤山	博	119	原田	章
120	山尾	泰	120	方川	信行	124	藤山	博	125	原田	郎
126	山尾	功	126	方川	信行	128	藤山	博	130	原田	正
131	坂松	勝	131	方川	信行	135	藤山	博	137	原田	昭
138	坂松	作	138	方川	信行	139	藤山	博	140	原田	利
141	坂松	一	141	方川	信行	144	藤山	博	147	原田	延
148	坂松	昭	148	方川	信行	151	藤山	博	152	原田	重
158	吉千	実	158	方川	信行	159	藤山	博	160	原田	豊
162	吉千	雄	162	方川	信行	163	藤山	博	167	原田	康
168	吉千	男	168	方川	信行	170	藤山	博	171	原田	一
174	吉千	正	174	方川	信行	177	藤山	博	178	原田	雅
179	吉千	郎	179	方川	信行	183	藤山	博	184	原田	彦
186	吉千	雄	186	方川	信行	187	藤山	博	188	原田	明

190	相次	仲時	205	松田	三厚	201	伊門	夫修
204	村原	郎	212	村副	記	208	近中	修勇
211	大野	宗一	219	川木	碩	214	岡小	二稔
215	岩成	好	229	本木	孝	221	曾崎	弘
228	錦	邦	237	池浦	彦	232	隆	弘
236	陶	征	246	忠	泉	242	安	弘
243	小	和	250	吉	行	247	本	二
248	榎	朝	254	和	昭	251	中	和
253	藤	元	258	森	一	255	野	昭
257	松	光	262	井小	郎	259	中	宏
260	垣	征	269	高平	茂	263	坂	勝
266	中	治	274	杉	孝	275	田	一
273	進	正	282	吉	国	283	中	行
278	渡	常	285	松	實	286	野	夫
284	岩	一	293	渡	夫	294	日	夫
288	水	清	297	山	子	298	本	史
296	早	幸	301	仁	章	302	肥	史
303	林	学	311	田	弘	312	地	治
315	地	夫	318	岸	治	319	城	彰
320	松	男	321	本	津	323	沢	昭
324	石	男	325	野	重	328	田	二
329	下	吉	332	渡	志	333	尾	昭
334	田	明	335	足	重	336	江	功
337	湯	茂	338	米	志	340	入	雄
	大			野			佐	平
	石			口			未	
	浅			田			田	
	中			田			久	
	高			晋			晋	
				野			安	

344	三島	博文	347	中野	章雄	348	糸原
353	越田	昇男	355	古井	善久	356	原橋
357	天満	俊男	362	山田	馨		勇

乙種第5類

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	宮本兼治	2	吉本寛二

乙種第6類

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	高田一行	3	中西理

正 誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例 (昭和四十二年六月鳥取県条例第十(八号)中次の箇所を誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 行 正
 九 上 十及び() 地方税法の一部を改正する法律
 十一 地方税法の一部を改正する法律